

部会及び委員会に関する規程

(平成7年9月25日 規程第6号)

(目的)

第1条 この規程は、定款第20条の規定に基づき部会及び委員会について必要な事項を定めるものとする。

第2条 この法人の事業を運営するため必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。但し、施行に当たっては評議員会の議決を必要とする。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。